

## 第7号議案

### 愛南町個人情報保護条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

#### 愛南町個人情報保護条例の一部を改正する条例

愛南町個人情報保護条例(平成17年愛南町条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項」に改め、同条第4号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第12条第1項中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出

愛南町長 清水 雅文

#### 提案理由

引用する法律の改正に伴い条文を改正するため。

愛南町個人情報保護条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</u>)に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>)に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>第3条～第11条 略 (委託に伴う措置等)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託(地方自治法<u>第244条の2第3項</u>の規定による指定を含む。以下同じ。)をしようとするときは、保有個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2、3 略 以下 略</p>	<p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u>)に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 略</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律第2条第9項</u>)に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>第3条～第11条 略 (委託に伴う措置等)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託(地方自治法(<u>昭和22年法律第67号</u>)第244条の2第3項の規定による指定を含む。以下同じ。)をしようとするときは、保有個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2、3 略 以下 略</p>